

浅口市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のように公表する。

令和2年11月6日

浅口市 監査委員 円尾 純也  
同 香取 良勝

浅監第 94 号  
令和 2 年 1 月 5 日

請求人  
(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 円尾 純也  
同 香取 良勝

### 浅口市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和 2 年 9 月 8 日付で地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により提出された浅口市職員措置請求について、監査した結果を同条第 5 項の規定により、下記のとおり通知する。

#### 記

##### 1 請求の受付

###### (1) 請求人

住所 (住所省略)  
氏名 (氏名省略)

###### (2) 請求書の提出日

令和 2 年 9 月 8 日

###### (3) 請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

## 住民監査請求書

浅口市監査委員様

令和2年9月8日

提出者 住所 (住所省略)

職業 (職業省略)

氏名 (氏名省略)

### (趣旨)

浅口市（教育委員会）は令和2年度市民会館金光冷暖房保守業務委託をA株式会社と随意契約で結んだ。

契約金額は1,534,500円で地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第一号に違反する。

教育委員会事務局金光分室は地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第二号による随意契約とするが、3業者から見積徴収しており地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第二号にあたらず、競争入札を行わなければならぬ事件であった。

よって監査委員は市長に対し次のことを勧告するよう求める。

「市長は関係機関に対し、上記違法な随意契約による公金支出行為に対する必要な措置を講ずること」

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明を添付の上、必要な措置を請求します。

### 添付書類

1) 教育委員会事務局金光分室令和2年3月15日付け起案書

　<標題>2020年度市民会館金光冷暖房保守業務委託及び市民会館金光フロンガス漏洩点検業務委託に係る見積徴収について

2) 教育委員会事務局金光分室令和2年4月1日付け起案書

　<標題>令和2年度市民会館金光冷暖房保守業務委託に係る契約の締結について

（以上、内容は原文のまま掲載、ただし、添付書類は省略した。）

また、令和2年9月30日に請求人から以下の補完証拠の提出申請書が追

加提出された。

1) 教育委員会事務局金光分室平成31年3月20日付け起案書

<標題>2019年度市民会館金光冷暖房保守業務委託に係る見積徴収について

2) 教育委員会事務局金光分室平成31年4月1日付け起案書

<標題>2019年度市民会館金光冷暖房保守業務委託に係る契約の締結について

(各書類省略)

#### (4) 請求の受理

本件措置請求については、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和2年9月15日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

## 2 監査の実施

#### (1) 監査対象事項

本件措置請求書から、請求人が求める措置内容を次のように解した。

① 市民会館金光冷暖房機器保守点検業務委託について、契約金額が1,534,500円であるにも関わらず随意契約としたことは地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に違反する。

② 本件業務は3者から見積徴取しており、競争入札を行うことのできる事案であったため、令第167条の2第1項第2号の規定は適用できず違法である。

よって、この違法な公金支出行為に対して必要な措置を講ずることを求める。

#### (2) 監査対象部局

教育委員会事務局金光分室

#### (3) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和2年10月6日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定

に基づき、教育委員会事務局金光分室の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 令第167条の2第1項第1号に違反する。契約にあたり3者から見積り徴取しており、業者決定には見積額の一番低い者と契約するとしている。これは競争入札の一形態であり、令別表で定められた随意契約とができる額を超えており違法である。
- ② 令第167条の2第1項第2号に基づく契約で、競争入札に適しないと解釈しているがこれには適合しない。3者による見積り合わせを行っていることからも競争入札を行ったこととなり、競争入札に適さないという事由には当てはまらない。
- ③ 今後職員が独自の解釈をしないよう随意契約についてのガイドラインの作成をするよう勧告することを求める。市としての考え方を具体的に示し、市民に対して説明責任が十分に果たせるような体制を作っていただきたい。

#### （4）関係職員の陳述

令和2年10月6日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 年度契約であり、競争入札の手続きを行う余裕がなかった。適用事由として令第167条の2第1項第2号としたところだが、第5号の適用も財政担当部局と協議・検討すべきであった。
- ② 随意契約に関するガイドライン作成を財政担当部局へ依頼したいと考えている。また、4月1日から契約が始まるものについて、随意契約できる金額を超えるものについては競争入札を行ったうえで契約するよう財政担当部局から指示が出ており、手続きを見直す方向で進めている。

### 3 監査の結果

#### （1）事実関係の確認

- ①関係法令等  
(ア) 地方自治法

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

(以下省略)

(イ) 地方自治法施行令

第167条の2 法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～四 (省略)

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(以下省略)

(ウ) 浅口市財務規則（平成18年浅口市規則第47号。以下「規則」という。）

第120条 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、別表第4左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものをするときとする。

第121条 市長は、随意契約によろうとするときは、なるべく

2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

別表第4(第120条関係)

1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

②本件業務委託に係る事実（事実を確認した書類）

見積徴収起案 令和2年3月15日起案済  
契約締結起案 令和2年4月1日起案済  
委託契約書 令和2年4月1日締結済  
受託者 A株式会社  
委託金額 1,534,500円  
支出負担行為書 令和2年4月1日決裁済

(2) 判断

①契約金額が令別表で定められた額を超えるにも関わらず随意契約としたことが違法であることについて

地方公共団体が行う契約は、法第234条第1項及び第2項により、一般競争入札が契約の締結方法の原則であり、随意契約によることができるとは、令第167条の2第1項第1号から第9号に該当する場合に限られている。このうち、第1号は「予定価格が別表に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」であり、当市においては、規則第120条において別表第4で定めている。

この額を超える場合でも令第167条の2第1項第2号以下の理由に該当すれば随意契約によることができるため、同表の額を超えたことにより直ちに違法となるものではない。

## ②随意契約の根拠規定を令第167条の2第1項第2号とするが、同規定に該当しないことについて

令第167条の2第1項第2号では「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とあり、当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難な場合などは、随意契約を締結することができるとされている。

本件業務については庁舎等に係るメンテナンス業務であり、4月1日から翌年3月31日までの年間を通じて役務の提供を受ける業務委託である。このため新年度の開始当初である4月1日に契約し、同日から執行が求められる業務であるため、通常の契約事務と異なり前年度末から契約締結に向けた準備を進める必要がある。

しかし、法第208条第2項では「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。」と規定している。この会計年度独立の原則により、入札等の予算執行に係る行為は年度開始前にはできないものと解されており、この原則に従えば本件業務の執行に支障を来す恐れがある。

一方で年度開始前に準備行為として見積書を徴することは差し支えないとされている。このため本件業務において準備行為として見積書を徴し契約を締結したことは妥当であると考えられる。

なお、契約の原則は一般競争入札によることであるが、例外的に認められた随意契約においてもできる限り競争性のある方法を活用すべきであり、規則第121条にも「随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定されている。このことから見積書を徴したことはできる限り競争性の確保に努めているものと考えられ、市に損害は発生していないものと考えられる。

## 4 結論

監査対象事項として挙げた①②について

いずれの財務会計行為も、監査の結果、違法性、不当性は認められないため、棄却する。

## 5 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

地方自治法では地方公共団体が行う契約は、一般競争入札によることを原則とし、契約内容、契約予定額、緊急性など法令で認められる範囲において指名競争入札や随意契約が可能と規定されているが、競争性、公正性、透明性を市民に明確に示せるようにしておくことが必要である。本件における随意契約の手続きについて違法性はなかったものの、根拠法令の適用についていたずらに拡大解釈をし、濫用することのないようにしなければならない。

請求人が求めるように実務における具体的な基準を示したガイドラインを作成し、必要に応じて研修会を実施するなど、市役所内において統一的かつ公正な事務執行が行えるよう努められたい。

また、年度当初の契約について、現在その手続きについて見直しが行われていることであるが、競争性、公正性、透明性を確保し、適正な手続きとなるよう努められたい。